

後期高齢者医療制度の保険証更新

8/1(日)から新しい保険証



後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する制度です。病院で治療を受けるときに必要な保険証が、8月1日(日)から新しくなります。有効期限を過ぎた古い保険証は確実に処分してください。

☎国保年金課
995-1813

8/1(日)からの新しい保険証は緑色

現在使っている藤色の保険証が使えるのは、7月31日(土)までです。8月1日(日)から、新しい保険証を使ってください。新しい保険証は、7月31日(土)までに市から対象の人に郵送します。8月になっても新しい保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

使えなくなった保険証は、確実に処分を

有効期限を過ぎた保険証は、各自で確実に処分するか、国保年金課または富岡支所、深良支所、須山支所へ返却してください。県後期高齢者医療広域連合の職員や市の職員を装い「保険証の更新時期になったので、古い保険証の回収に来ました。新しい保険証を後日郵送します」と言って、保険証を詐取する事例が発生しています。不審な訪問者があった場合には、絶対に保険証を渡さないで、警察や国保年金課にご連絡ください。

自己負担の割合は前年の所得で決定

病院で支払う自己負担割合は1割か3割で、令和2年中の所得に基づき判定します。保険証に記載されているので、ご確認ください。

市民税の課税所得額が145万円以上の人またはその人と同じ世帯の人は、自己負担割合が3割になります。ただし、次の①から③のいずれかの条件に該当する人は、申請すると自己負担額が1割になります。対象となる人には、7月中に市から申請書を郵送します。

- ①世帯に被保険者が1人で、その被保険者の収入が383万円未満の場合
- ②世帯に被保険者が2人以上で、その被保険者の収入合計額が520万円未満の場合
- ③世帯に被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいて、被保険者と70歳以上75歳未満の人の収入合計額が520万円未満の場合

※被保険者：後期高齢者医療の保険証を持っている人

旧保険証（藤色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被 住 所	
保 険 者 氏 名	見本
生 年 月 日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	静岡県後期高齢者医療広域連合

7月31日(土)まで

新保険証（緑色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被 住 所	
保 険 者 氏 名	見本
生 年 月 日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	静岡県後期高齢者医療広域連合

8月1日(日)から